



くらしのほっと通信

消費生活相談専用電話

月～金曜日 くるーない

052-222-9671

くるーなし

052-222-9674 【架空請求
ホットダイヤル】

土曜日

052-222-9690



その支払いは、ちょっと待って! ワンクリック詐欺が急増中

不当請求の手口はますます巧妙になるばかり。最近、インターネット利用中に画像等をクリックしただけで自動登録されてしまうワンクリック詐欺が急増しています。ワンクリック請求を繰り返したとして4月に大阪府警が摘発した悪質グループの口座には、なんと昨年1年間で約1万件、総額6億6千万円が振り込まれていたとのこと。突然の請求に動揺して、つい払ってしまう人も多いようですが、冷静に考えてみてください。契約する意思はあったのですか？

トラブル事例

ウェブ検索で見つけたアダルトサイトに接続。画像の1つをクリックしたら、突然、「登録が完了しました」と料金表示が出た。IPアドレス等、私の情報も表示され、「入金がない場合は規約に基づきIPアドレス、リモートホスト、アクセスログをプロバイダに提出して、お客様のプロバイダ契約情報からご自宅、勤務先等へ直接請求させていただきます」と書いてある。払わなければならないのか。

アドバイス

画像をクリックするという操作は、一般に、その画像を拡大表示させるために行うものであり、申込みをしたことにはなりません。

契約は成立していないので、支払義務はありません。請求は無視しましょう。

同様のものに「18才以上はこちら」や「規約に同意して入場」をクリックしたら料金表示が出た等、いろいろなパターンがありますが、何れも、そこをクリックすると有料サービスを申込みことになることが明確に示されていない場合は、契約の意思表示をしたとはみなされません。

プロバイダや電話会社がサイト運営業者にあなたの情報を開示することはありません。

架空請求ホットダイヤル開設

052-222-9674

急増する携帯電話やパソコンの有料サイト利用料等の架空請求、不当請求に関する相談に対応するため、架空請求専用の相談電話を開設しました。対応に迷ったら、お気軽にご相談下さい。

何が分かるの？

◆IPアドレス

インターネットに接続する度に割り当てられる識別番号のことで、接続し直せば変わります。IPアドレスからは、利用しているプロバイダやドメイン(アドレスの@以降の部分)が分かります。

◆リモートホスト

どのプロバイダのどのアクセスポイントを利用しているかが分かるため、大体どの地域に住んでいるかが推測できます。

◆個体識別番号

携帯電話には、画面上に接続先のコンテンツを正しく表示するために、接続先に携帯電話の情報を通知する機能がついています。この機能を悪用して、携帯電話の情報を画面に表示させたもので、機種名や製造番号が分かります。

◆位置情報

利用している基地局(アンテナ)の位置から、大体どの地域で発信しているかが推測できます。

***これらの情報から、メールアドレスや住所、氏名等の個人を特定するものは分かりません。**



ポイント1

登録完了画面に、「間違っ
て登録してしまった人は
こちら」というような項
目がある場合があります。
クリックすると、メール
で連絡するようにと促さ
れたりしますが、これは
あなたのメールアドレス
を取得するための罠です。
自ら連絡をすることは避
けましょう。

ポイント2

通常、雑誌などに載っているURLやウェブ
検索からサイトにアクセスした場合、アクセ
スただけであなたのメールアドレスがサイ
ト運営業者に知られることはありません。し
かし、迷惑メールに記載されているURLに
は、誰からアクセスがあったかを把握でき
るように、あらかじめ受信者のアドレスを暗
号化したものが組み込まれていることがあ
ります。その場合はアクセスした時点で、ア
ドレスを知られてしまいます。「電話会社か
らのお知らせ」等と偽り、アクセスをさせ
る例もあるので、ご注意下さい。

架空請求・不当請求については、当センターのホームページ
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>で詳しく紹介しています。

目次

●ワンクリック詐欺が急増中 1
●相談室から 連鎖販売取引(マルチ商法) 2

●情報プラザから 温泉表示を見てみよう 3
●情報掲示板 4

相談室から

連鎖販売取引(マルチ商法)

簡単に儲かると誘われて始めたが・・・

Q.

大学の友人から儲かるアルバイトがあると誘われた。「友達を誘って組織に加入させ、化粧品や健康食品を販売すれば収入が得られる、半年もすれば高級車が買え、ブランド品を身につけられるようになる」と説明され、魅力的な話だと思い契約した。販売を始めるには、36万円の化粧品セット購入が必要だったので消費者金融会社から借りて支払った。友人を誘ったが、誰も組織に加入してくれず、収入にならないので解約したい。
(相談者 20歳・男性・大学生)



A.

いわゆる**マルチ商法**とは、会員が友人などを誘って組織に加入させ、新たに参加した会員が別の人を入会させることを次々に行うことにより組織をピラミッド型に拡大し、商品・サービスなどの販売をする商法のことです。

マルチ商法は連鎖販売取引として特定商取引法で規制されており、消費者は契約書を受け取った日、または再販売品を受け取った日のどちらか遅い方から数えて20日以内であればクーリング・オフができます。この相談では、クーリング・オフ期間内であったのでクーリング・オフをし、36万円が返金されました。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、あきらめないで

- 1 連鎖販売組織の加入者は、クーリング・オフ期間経過後も将来に向かって中途解約ができ、組織から退会できます。
- 2 商品販売契約については、入会后1年以内に退会する場合は、購入した商品のうち受領後90日以内で未使用の商品は、返品して商品代金の90%以上を返金してもらうことができます。
- 3 勧誘方法などに問題があるときは、契約の取消ができる場合があります。

問題点

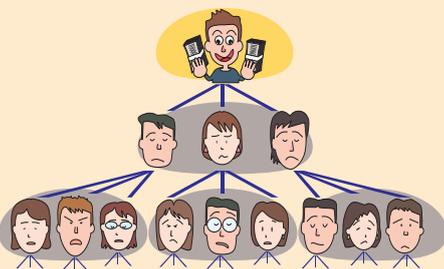
- 1 商品や法律の知識のほとんどない人が販売員となって勧誘するため、十分な説明をしないまま、強引に契約をさせようとする。
- 2 身近な友人、親せき、知人を組織に加入させようと勧誘するので、人間関係が壊れてしまう危険性がある。
- 3 説明会などで成功した話を聞かされるが、本当に儲かるのはほんの一部の人だけで、ほとんどの人は売れない商品をかかえてしまったり、人を組織に加入させられず収入が得られないため、借金だけが残ってしまうことになる。

こんな誘い文句に注意しよう！

- 人生が変わる話が聞ける
- 勝ち組になってセレブの仲間入りをしよう
- 君の夢を実現しよう
- ねずみ講ではなく、ネットワークビジネスなので安全
- 簡単に高収入が得られる

主な商品 化粧品、健康食品、下着、浄水器、ファックス機器、共済保険など

おいしい話で勧誘されても鵜呑みにせず、慎重に行動しましょう。



くらしの情報プラザから 温泉表示をみてみよう

温泉は日本では、奈良時代から病気やけがの治療のために利用されてきました。最近では美容や癒し効果を求めて多くの人を訪れ、温泉ブームになっています。その一方で、うその表示などさまざまな問題も発覚しました。では、温泉の表示から何がわかるのでしょうか。

温泉の定義

温泉は環境省が定めている「温泉法」という法律により地中から湧出する水、水蒸気、ガスで、①温度が25℃以上、②温泉法で指定された19の成分が基準値を一つでも上回っていること、とされています。①か②のいずれかを満たせば温泉となります。また、「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいいます。

温泉表示について

温泉法では施設内の見やすい場所にこれらのことを掲示するように義務づけています。

ご案内(例)

源泉名：△△△△△△△△

泉質：○○○○○泉

泉温：□℃

成分：××××イオン(成分分析年月日 H17.4.○)

登録分析機関の名称及び登録番号：***** ◇◇◇◇◇◇

☞ **加水の状況**：泉温が高いため、□%程度加水

☞ **加温の状況**：加温なし

☞ **循環、ろ過の状況**：

循環式(温泉資源の保護及び浴槽内の汚れを除去するため、浴槽水を回収し、ろ過して再利用しています)

☞ **入浴剤、消毒剤等の添加**：

衛生管理を確実にするため、●●●●●●●を入れてあります。

浴用又は飲用の禁忌症：

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)

浴用又は飲用の方法及び注意：

熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがありますので十分ご注意ください。

食事の直前、直後の入浴は避けて下さい。

飲酒しての入浴は特にご注意ください。

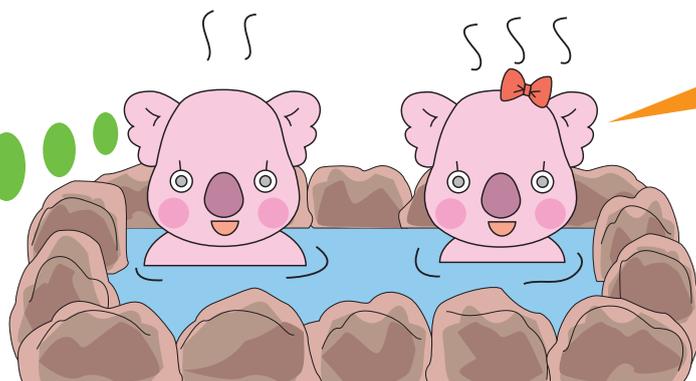


温泉表示の一部改正

旅行会社、旅館などの広告に「源泉100%」「天然温泉100%」などと源泉をそのまま使用しているような表示が見られます。源泉に加水、加温、ろ過等をしているにもかかわらずこのような表示をすることは、消費者の誤認を招く恐れがあるため、環境省は温泉表示の適正化をめざし、温泉法の一部改正をしました。新たに表示を義務づけたのは、従来の掲示項目に加え、**温泉成分に影響を与える項目で、加水、加温、循環の有無及びその理由、入浴剤を加え、又は消毒している場合はその入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由。**これらを追加して掲示することを決めました。

平成17年5月24日施行

「かけ流し式」「循環式」って、よく聞くけど...



「かけ流し式」とは、源泉を浴槽に常に注ぎ込み、浴槽からお湯があふれ出る状態で、源泉からのお湯を加水、加温せずそのまま流しているものをいいます。「循環式」は、源泉の湯量が定まらない場合に浴槽のお湯を、ろ過、殺菌、温度調節などをして再利用することをいいます。

ひとくちに「温泉」と言っても質や特徴は様々です。自然がくれた大切な資源である「温泉」を知ることによって、自分に合った温泉を選び、お気に入りの温泉で心身ともにリフレッシュしてみたいはいかがでしょうか？

夏休み親子消費者教室のお知らせ 受講無料

| | |
|-------|--|
| テーマ | 「テングサからのところてん作りの実習」 実習を通して、ところてんに豊富な食物繊維について考えます。 |
| 日時 | ①7月27日(水)、②8月3日(水) 両日とも午後1時30分～3時30分 ※同一内容で実施します。どちらかの日にご参加下さい。 |
| 開催場所 | 消費生活センター 消費者開放試験室(伏見ライフプラザ10階) |
| 対象・定員 | 小学4～6年生とその保護者、各日15組 |
| 申込方法 | 7月11日(月)午前9時から電話による受付開始(先着順) 名古屋市消費生活センターまでお申し込み下さい。☎ 222-9679 |



昨年の実習の様子

「凶器にもかわる携帯電話 —中高生の自己防衛—」

【企画・制作】東映株式会社 教育映像部

携帯電話は急速な普及に伴い、インターネットやカメラ機能を備えた便利な道具に進化しました。その一方で、有害サイトの高額請求やネットショッピングでのトラブルが社会問題となっています。このビデオではその利便性の裏に潜む危険性を、コンビニエンスストアを舞台にした4つの事件でわかりやすく紹介しています。



●これらのビデオは名古屋市消費生活センター「くらしの情報プラザ」で貸出しています。詳しくは ☎ 222-9677までお問合せ下さい。

新着 ビデオ

「悪質商法!? ～シルバー編～」

【企画・制作】財団法人 日本消費者協会

ネズミ駆除を名目に保健所関係者を装い訪ねて来た男に、耐震工事やシロアリ駆除の契約をさせられてしまう点検商法、健康グッズが当たるとのチラシに誘われて出かけたイベント会場で、高額な羽毛布団の購入を迫られる催眠商法(SF商法)、2つのドラマが展開されています。高齢者だけではなく、家族、ヘルパー、福祉関係者、町内会役員などの方にもおすすめです。

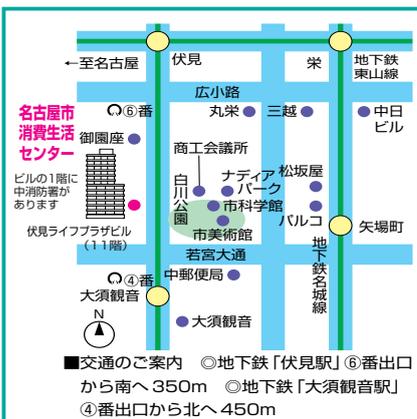


公正取引委員会から講演会開催のお知らせ 受講無料

食事制限しないで痩せるってホント? 豪華すぎるオマケっていいの? 年中、閉店セールをやっている店があるわ……。このような消費者を惑わす表示や景品の疑問にお答えします。この機会に、不当表示について考えてみませんか。



| | |
|--------|---|
| テーマ | 「私たちの暮らしと景品表示法」 |
| 日時 | 7月5日(火) 午後1時30分～3時 |
| 場所 | 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 (地下鉄「市役所」) 名古屋合同庁舎 第2号館8階 共用大会議室 5番出口から徒歩3分 |
| 定員 | 150名(申し込み先着順) |
| 申込・問合先 | 公正取引委員会事務中部事務所 取引課 TEL (052)961-9423 FAX(052)971-5003 電話またはFAXで直接お申し込み下さい。 ※FAXでの申込みの場合は、氏名と連絡先電話番号を記入して下さい。 |



利用のご案内

- 消費生活相談
月～金(祝日除)
☎ 052-222-9671
☎ 052-222-9674 (架空請求ホットダイヤル)
受付時間: 午前9時～12時 午後1時～4時15分
- くらしの情報プラザ
月～土(祝日除) 午前9時～午後5時
☎ 052-222-9677

土曜日(祝日除)
☎ 052-222-9690
受付時間: 午前9時～11時 午後1時～4時
※土曜日は電話相談のみ。面談は行っていません。

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100%白色度80%)